

GSEF ビルバオ 2018 における社会的連帯経済と SDGs

明治大学商学部教授 柳澤敏勝 (やなぎさわ・としかつ)

1951 年まれ。1992 年明治大学商学部教授。1995～1997 年シェフィールド大学 (英国) 客員研究員。2004～2008 年明治大学学生部長、2008～2012 年および 2016～2018 年明治大学副学長。2013～2014 年日本協同組合学会会長。著書に『非営利・協同システムの展開』(共著)、『社会的企業』(共訳)、『欧州サードセクター』(共訳) など。現在の研究テーマは社会的連帯経済および社会的企業。

1 社会的連帯経済と公的セクターとのパートナーシップ

世界 84 か国から 1700 人が集結した GSEF ビルバオ 2018 のテーマは「包摂的で持続可能な地元地域開発のための価値と競争力」であった。ここでの価値と競争力については議論の余地があるとはいえ、GSEF 創設後の一貫したテーマは社会的経済 (Social Economy)・社会的連帯経済 (Social and Solidarity Economy、以下 SSE と略記) と公的セクター (とくに地方自治体) との連携・パートナーシップの形成であると筆者は捉えている。このテーマに照らした時、GSEF モントリオール 2016 に引き続き、日本での事例の発掘がまだまだ不十分であることをあらためて印象づけられた大会でもあった。「GSEF2018 ビルバオ大会日本実行委員会」では、今回のフォーラムに興味深い 6 本の報告をエントリーしたが、採択されたのは 1 本のみ (大津市の共生シンフォニー: Inclusion of the socially vulnerable by living/working together) であった。日本国内にも同様の数多くの取り組みがあるであろう。それらを発見して相互の連携を図る、できればこれら多様な取り組みの全国的なアンブレラ組織を創る、そしてとくに地方自治体とのパートナーシップを追求する、こうしたことの必要性をあらためて痛感させられた会議であった。

2 GSEF ビルバオ 2018 における SDGs

GSEF ビルバオ 2018 にはいくつかの特徴があったが、そのひとつが ILO などの国際機関や RIPESS (SSE 推進のための諸大陸ネットワークを繋ぐ国際ネットワーク) といった国際 NGO との連携の下での開催、もうひとつが SDGs と SSE との関係の深さの確認であったと筆者は受け止めている。

前者に関して言えば、例えば ILO (国際労働機関) が「仕事の将来: SSE の貢献」と銘打ったセッションを、あるいは OECD (経済協力開発機構) が「起業家精神と社会変革: これまで以上に包摂的で持続可能な成長に向けた社会的起業家精神と社会変革を都市はいかにして育てることができるのか?」というセッションを設けていた。また EC (欧州委員会) は「欧州社会的経済地域 2018 パイロット」の進捗状況に関するワークショップを開いている。国際 NGO では RIPESS が「持続的開発のための 2030 アジェンダの目標の中にみる社会的経済: ローカルをグローバルに繋ぐ」のコーディネイトを担当していた。

他方、ビルバオ大会で確認できたもうひとつの特徴は、SDGs と SSE とが深く連動していることであった。RIPESS も担当したが、「持続的開発のための 2030 アジェンダの目標にみる社会的経済」(Social Economy in the objectives of the 2030 Agenda for Sustainable Development) という同じタイトルの分科会が 4 回も設定されていた。いうまでもなく SDGs (持続可能な開発目標) とは、2015 年 9 月の国連総会で採択された「われわれの世界を変える」というきわめて挑戦的な決議 (サブタイトル: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ。以下 2030 アジェンダという) の中で設定された 2030 年までに解決すべき世界共通の 17 の課

題である。「GSEF ビルバオ宣言」では SDGs に触れ、2030 アジェンダを成功裏に実践していくうえで SDGs の地方化・現地化が重要であり、その際の持続可能で包摂的かつ弾力のある社会の創造に貢献するのが SSE だという考えを示している。のみならず、SSE が SDGs 達成の基礎であることが国連諸機関や諸政府、市民社会の間でますます認識されるようになってきていると述べている。

2015 年の国連決議では、SDGs の担い手が SSE であることを必ずしも明示的に謳ってはいない。だが、2030 アジェンダ立案の原動力となったのが国連社会的連帯経済タスクフォース (TFSSE ; 2013 年 9 月) であり、そこでの議論を踏まえれば、SDGs の実質的な担い手として期待されているのが SSE だと言って大過ないと思われる。そしてこの TFSSE をけん引したのが国連社会開発研究所 (UNRISD) や ILO であり、正規メンバーの 20 の国連機関に交じってオブザーバーとなっていた国際協同組合同盟 (ICA) や RIPESS であった。これらの機関や組織が GSEF ビルバオに参加し、自らセッションを組織していたのである。

3 SDGs を支える SSE

2030 アジェンダでは、最大の目標が貧困の撲滅であり、「だれ一人取り残さない」ことを明言している。他方でグローバルなパートナーシップと連帯抜きには SDGs の達成もかなわないとしているが、では一体誰が SDGs 実現の担い手となるのか。アジェンダは、目標達成に向けた実行部隊として民間セクターの役割を重視している。そのパラグラフ 41 をみると、民間セクターとは、「零細企業から協同組合、多国籍企業まで、また市民社会組織、慈善組織」だとしている。さらにパラグラフ 67 では、「民間のビジネス、投資、イノベーションが生産性、包摂的な経済成長、仕事の創出」のうえでの主輪であり、組織としての「零細企業から協同組合、多国籍企業に広がる多様な民間セクター」の役割を掲げ、これらを担い手としている。

とはいえ、2030 アジェンダの中で、何ゆえに、協同組合あるいは市民組織や慈善組織のみがとくに名指しで文面に登場してくるかという疑問が生まれる。アジェンダを読むかぎりでは、必ずしも理由がよくわからない。だが、この決議を生み出すに至る過程での議論をみると、SDGs を具体化する主体として協同組合や市民組織が挙げられる根拠が分かる。

TFSSE の基本的な考え方を示しているのが、ポジションペーパー (方針書) (UN TFSSE, Social and Solidarity Economy and the Challenge of Sustainable Development: A Position Paper in the United Nations Inter-Agency Task Force on Social and Solidarity Economy (TFSSE), June 2014) である。ここでは次のような指摘がなされている。すなわち、ポスト 2015 開発アジェンダ (2030 アジェンダのこと) および SDGs を起草する過程において SSE の役割に十分注意が払われていないのではないかと懸念があり、その疑いに対して TFSSE のメンバーとオブザーバーが SSE の役割についての見解を表明するのだ、と。続いて次のように述べている。「SSE は、社会的に有用な明確な目的を持ち、また環境保護目的を合わせ持つことも多いさまざまな組織や事業体の財やサービスの生産に適用されるものである。これらの組織は、協同、連帯、倫理、民主的自主管理などの原則や実践によって導かれている。SSE に含まれるのは協同組合であり、またその他の組織として、社会的企業、自助グループ、コミュニティを基盤とする組織、インフォーマル経済で働く労働者の団体、サービス供給型の NGO、連帯金融などが挙げられる。」

では、なぜ、SDGs において SSE が重要な役割を持つことになるのか。この方針書によれば、金融危機や気候の変動、貧困、不平等の拡大が続いており、従来の成長開発戦略が根本から疑われているだけでなく、「これまで通りの普通のビジネス」(business as-usual) では対応できないとしている。同文書の文脈に照

らせば、「これまで通りの普通のビジネス」とは私的営利企業の活動だと解釈して間違いない。国境を越えて利益を追求しようとするグローバリゼーションのもと、通常のビジネスでは、貧困や食料危機、環境保全などの解決が困難だというのが TFSSE の認識なのである。

また、2030 アジェンダが各国政府に協力を求めたのはなにも外交辞令によるものではない。TFSSE のポジションペーパーをみると、それは次の理由による。すなわち、「政府にとって重要なことは、SSE の潜在能力を理解するだけでなく、関係する諸組織や取り組みの能力が奪われてしまうような政策環境や法的環境のもとで、しかも民間企業との不平等な競争の場で SSE が活動していることを理解することである。SSE 組織レベルでの連帯や協働が国家を介在させた連帯や再分配と合致する必要がある。その際、政府の各種レベルでの社会政策や財政政策、信用、投資、調達、産業、職業訓練にかかわる政策が手段となる。最近では、SSE 活性化のために、法律、政策、機構の大きな改革を行う政府もある。」

4 21 世紀初頭における SSE の存在意義

さらに TFSSE は、21 世紀初頭の世界では 8 つの領域において SSE が重要な役割を果たすと述べている。すなわち、人間らしい労働、環境、地域開発、都市と人間生活、女性、食料安全保障、健康、金融である。いずれも通常型のビジネスだけではうまく対応できなかった領域であり、国連決議の中であらためて 17 の SDGs に表現され直されている。21 世紀初めの地球は SSE なしには持続可能性を失ってしまうとの認識の表れともいえる。

さて、これまで SSE を周知の言葉であるかのように用いてきたが、それでは SSE とはそもそも何者であるのか。TFSSE の認識では、前述のように、協同・連帯・倫理・民主的自主管理などの原則に則った協同組合や社会的企業、連帯金融などから構成されるのが SSE だということになる。だが、これまでの研究によればもう少しその内容に立ち入ることができそうである。先に結論を述べるなら、SSE とは社会的経済と連帯経済との合成語である。とはいえ、社会的経済や連帯経済とは何を指すのか、そしてなぜ合体することになったのか、という疑問は残る。

複数の論者によれば、フランスの「社会的経済の特定活動の発展に関する 1983 年 7 月法」で規定された三者、すなわち協同組合、共済組合、アソシエーションが社会的経済を構成する、というのがヨーロッパでの共通理解である（T. ジャンテ（石塚秀雄訳）『フランスの社会的経済』日本経済評論社、2009 年。および、A. エバース、J. L. ラヴィル編（内山哲朗・柳沢敏勝訳）『欧州サードセクター』日本経済評論社、2007 年。なお、ここでいわれるアソシエーションとは、結社の自由を保証する法として名高いフランスの 1901 年アソシエーション法で規定された概念であり、利益の分配が目的ではないという意味で非営利組織として理解されている [コリン・コバヤシ『市民のアソシエーション—フランス NPO 法 100 年』太田出版、2003 年]）。

他方、ラヴィルは、草の根の自助グループが数多く登場し社会が維持されるありようを連帯経済と名付け、従来の社会的経済をさらに充実させる存在と捉えている。とくに、連帯経済が、格差の是正やマルチ・ステークホルダー型ガバナンス、資源の混合（市場的資源、公的再分配、互酬）によって、これまで以上にコミュニティへの貢献を高めることになるとの議論を展開している（J. L. ラヴィル（北島健一他訳）『連帯経済』生活書院、2012 年）。さらにリピエッツは、連帯経済が登場する理由を考察し、福祉国家の重要な補完者であった「制度化された社会的経済」が福祉国家の弱体化に伴って 1980 年代以降影響力を弱めただけで

なく、組織労働者を主な構成員とする社会的経済では対応しきれないニーズが1980年代以降新たに生まれてきたからだ」と論じている（A. リピエッツ（井上泰夫訳）『サードセクター』藤原書店、2011年）。市場経済に巻き込まれ消極的な意味で語られる傾向が強くなった伝統的な共益組織に代わって、1990年代以降、交換と再分配と互酬とを結合する可能性を持つ新たな連帯組織として注目を集めるようになったのが、社会的企業や社会的協同組合である。ラヴィルは、「社会的企業は、耐えがたいまでになった資本家たちの寡頭制の権力を弱め、21世紀における民主主義に向けて具体的な希望を表しうるような、市民社会と公権力との新しい連帯の問題を提起するようになる」と論じている。

リピエッツは、1980年代から1990年代にかけて、社会的経済が連帯経済と競合する関係にあったと指摘する一方で、元々、両者が対立的な概念であったわけではないと論じている。また、ラヴィルも連帯経済は社会的経済を補強するものだとしている。さらに、リピエッツは、2000年代に入って「社会的」と「連帯的」とが統一されて、社会的連帯経済への合意が生まれたと述べている。なお、2014年7月に制定されたフランスの社会的連帯経済法では、協同組合、共済組合、アソシエーションという従来の社会的経済のほかに、財団と広い意味での社会的企業が加えられ、これらを社会的連帯経済としている。上記の議論を追認するものと理解できよう。TFSSEでの議論はこれらを前提にしているといえる。

5 GSEF ビルバオ2018の含意

ラヴィルが言うような「市民社会と公権力との新しい連帯」こそが、GSEFの一貫したテーマである。SSE組織の中には公権力との距離を問題視するところもあり、「市民社会と公権力との連帯」について直ちによしとはしない議論もありうる。しかしながら他方で、「関係する諸組織や取り組みの能力が奪われてしまうような政策環境や法的環境のもとで、しかも民間企業との不平等な競争の場でSSEが活動している」現実に照らせば、SSEと公的セクターとの対等平等なパートナーシップの形成という新たな視点での議論も求められているということもできる。この点の議論が日本ではあまりにも不足していると筆者は考えている。韓国の社会的企業育成法や社会的協同組合規定を織り込んだ協同組合基本法をみれば、SSE組織を公的資金が支援するという考えが明快である。必ずしも両者の連携が公権力の介入を意味するとはかぎらない。

しかしながら、そうであるとしても、「市民社会と公権力との新しい連帯」ができる前提として、SSE組織間の連携の拡大深化（信頼関係やネットワークの構築）、あるいは共通基盤となるプラットフォームの建設、言い換えればSSEの側の主体形成が課題となる。この主体形成は社会関係資本の蓄積となっていずれ社会に表出する。社会関係資本（social capital）の論者として知られているパットナムは、アメリカ社会の現実を示すデータを分析して次のように述べている。「力の使用に重度の依存する社会は、信頼が維持されているところに比べて、効率性が低く、高コストで、不愉快な場合が多い」のであり、「社会関係資本が人々を賢く、健康で、安全、豊かにし、そして公正で安定した民主主義を可能とする」のだ、と（ロバート・パットナム（柴内康文訳）『孤独なボーリング』柏書房、2006年）。TFSSEの認識にも示されているように、世界中のどこにおいてもSSEは厳しい環境の下で獅子奮迅の闘いを余儀なくされているが、日本では孤軍奮闘という状況を克服し社会関係資本として自己表現できるかが課題である。

また、ウィルキンソンは国際比較ができるさまざまなデータを分析したうえで、「よりよい社会」の姿を示している。すなわち、①分断の少ない社会、②ふれあいの実感を取り戻した社会、③地球温暖化の脅威を

克服できる社会、④コミュニティの仲間として協力できる社会、⑤非営利分野のより発達した社会、である。しかもそれは決してユートピア幻想ではなく、格差をわずかに減らすだけで生活の質が劇的に変わってしまうことは立証済みだと述べている（R. ウィルキンソン（酒井泰介訳）『平等社会』東洋経済、2010年）。日本ではこの四半世紀あまりの間に雇用の非正規化が進み、国民の6人に一人が貧困者というように、「一億総中流」の平等な社会が崩壊しあつという間に格差社会となってしまった。高度経済成長を前提とした20世紀型の社会経済システムが壊れ、平等社会が崩壊して久しい日本では、誰がどのように、働きやすく、生きやすい社会をつくるのかが、あらためて問われている（宮本太郎『共生保障』岩波新書、2017年）。

他方、国際社会では、20世末から急速に広まったグローバリゼーションと格差の拡大への対抗軸としてSSEが重視され、その理解が広がっている。SDGsやGSEFビルバオでの議論をみれば、21世紀の社会経済の望ましい姿が浮かんでくるかもしれない。それは、国家（再分配）や営利企業（市場交換）だけではうまく対処できず、第3番目の極としての社会的連帯経済（互酬）が加わり、相互に連携を図りながら、最適解を見つけ出していくというあり方である。そうであるとするならば、わが国においても、協同組合や共済組織、社会的企業、連帯金融、NGOやNPOなど、社会的目的を第一とする組織を育て、社会関係資本を厚く蓄積できるような環境整備（法律・政策・税制など）が急がれるはずである。SSEの側にも公的な制度を利活用する知恵と工夫が求められていることはいままでもない。